

## 広島市映像文化ライブラリー条例の一部改正について

### 1 改正の趣旨

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴い、同条例における「小人」の定義に「義務教育学校」を加えるものである。

### 2 施行期日

平成28年4月1日

### 3 新旧対照表

現 行	改 正																
<p>第1条～第11条 (略)</p> <p>別表第1 (第10条関係) (略)</p> <p>別表第2 (第10条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="width: 30%;">区分</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">金額 (1人上映1回につき)</th> </tr> <tr> <th style="width: 35%;">小人</th> <th style="width: 35%;">大人</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1 この表において、「小人」とは小学校、中学校_____、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の小学部、中学部若しくは高等部に在学する者及びこれら以外の者で15歳に達する日の翌日から18歳に達する日以後最初の3月31日までの間にあるものをいい、「大人」とは小人以外の者で18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間のないものをいう。</p> <p>2 (略)</p>	区分	金額 (1人上映1回につき)		小人	大人	(略)			<p>第1条～第11条 (現行に同じ。)</p> <p>別表第1 (第10条関係) (現行に同じ。)</p> <p>別表第2 (第10条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="width: 30%;">区分</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">金額 (1人上映1回につき)</th> </tr> <tr> <th style="width: 35%;">小人</th> <th style="width: 35%;">大人</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(現行に同じ。)</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1 この表において、「小人」とは小学校、中学校、<u>義務教育学校</u>、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の小学部、中学部若しくは高等部に在学する者及びこれら以外の者で15歳に達する日の翌日から18歳に達する日以後最初の3月31日までの間にあるものをいい、「大人」とは小人以外の者で18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間のないものをいう。</p> <p>2 (現行に同じ。)</p>	区分	金額 (1人上映1回につき)		小人	大人	(現行に同じ。)		
区分		金額 (1人上映1回につき)															
	小人	大人															
(略)																	
区分	金額 (1人上映1回につき)																
	小人	大人															
(現行に同じ。)																	